

各位

遠軽信用金庫

遠軽町との「クーリングシェルター」に関する協定の締結について

遠軽信用金庫（理事長 市川 裕記）は、遠軽町と2026年7月24日に「気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）に係る協定」を締結し、遠軽町内店舗5店舗のロビーの一角をクーリングシェルターとして開放する運用を開始いたしました。当金庫はこれからも、行政や関係機関との連携を深めながら、地域に根ざした金融機関として地域社会の発展に貢献いたします。

1. クーリングシェルターの概要

「熱中症特別警戒アラート」が発表された際に、暑さを避けて休憩をとれる施設として、一般に開放するものです。なお、遠軽町の独自運用として「熱中症警戒アラート」が発表された日についても、クーリングシェルターを開放いたします。

2. クーリングシェルターの詳細について

開放店舗	遠軽信用金庫 遠軽町内の5店舗 ・本店営業部（遠軽町大通南1丁目1番地15） ・本店西町出張所（遠軽町西町2丁目3番地87） ・本店南町出張所（遠軽町南町3丁目2番地198） ・生田原支店（遠軽町生田原253番地） ・丸瀬布支店（遠軽町丸瀬布中町83番地）
開放日時	・本店営業部 平日 9時～15時 ・本店西町出張所 月、水、金（祝日を除く） 9時～12時 ・上記以外の店舗 平日 9時～15時 ※昼休み11時30分～12時30分を除く
実施期間	2026年度は8月3日（月）から10月21日（水）まで
その他	店舗の混雑状況によっては、十分な休憩スペースが確保できない場合がございます。予めご了承ください。